

## 播磨町児童発達支援センター運営について

### 1. 開館時間・場所について

開館時間 月～金 9：00～17：00

場所 福祉会館 3階全室 屋上庭園 2階機能訓練室① 相談室②

### 2. 実施事業について

#### (1) 給付対象事業

##### 児童発達支援事業

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障がいのある未就学の児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する通所支援事業

##### 相談支援事業

児童福祉法第6条の2の2第6項の規定に基づき、障がいのある児童が地域社会で暮らしていく中での困りごと・悩みの相談に応じ、自立した暮らしに必要な福祉・支援（社会的リソース）が受けられるように支援を行うもの

##### 保育所等訪問支援事業

児童福祉法第6条の2の2第5項の規定に基づき、保育所・幼稚園・小・中学校・支援学校等に通っている児童が集団生活にうまく適応できない場合に、療育の専門の訪問支援員が保育所や学校等に出向いて、児童の特性に応じて集団生活への適応のための支援を行うもの

#### (2) 町単独事業（給付対象外）

- ・ 基本相談（入口の相談、個別相談）
- ・ 地域支援・連携（地域事業所等へのコンサルテーション、スーパーバイズ、関係機関連携）
- ・ 専門相談：心理士相談（発達検査含む）発達相談（医師による相談事業）
- ・ 個別療育（主にグレーゾーンの児童）
- ・ 家族支援・親子教室（グレーゾーンの未就園児を対象）
- ・ 巡回訪問（学校園の支援者を対象とした相談）
- ・ 乳幼児健診・5歳児子育て相談への心理士等の派遣

**課題**：個別療育の利用者が多く、1か月～1か月半に1回の療育になっている。初回相談までの期間が長い（1か月ほど）

➔ 個別療育は、専門相談として利用回数の限度を決め、限度以上に必要な児童は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業へ移行させる。

利点：療育を受ける頻度が上がる。

より多くの児童が療育を受けることができる。

欠点：0～2歳の児童は費用が発生する。

就学後はセンターでの療育が受けられない。